

入林届 (鳥獣の捕獲等のための入林届)

(宛先)

群馬森林管理署長 殿

(宛先、提出先については、別添の入林届提出先一覧表をご参照下さい。)

鳥獣の捕獲等を実施するため、下記期間に、群馬森林管理署長が管轄する国有林野へ入林したく以下のとおり申請します。

申請年月日	令和 年 月 日		
入林予定の場所 (出来るだけ詳細に記載して下さい。) 国有林野名 林班等		捕獲対象鳥獣名 及び捕獲方法 () <input type="checkbox"/> 銃器 <input type="checkbox"/> 網 <input type="checkbox"/> わな	
入林の期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで		
入林の目的	<input type="checkbox"/> 狩猟 <input type="checkbox"/> 個体数調整 <input type="checkbox"/> 有害鳥獣捕獲 <input type="checkbox"/> 指定管理鳥獣捕獲等事業 (捕獲個体の放置の予定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) (夜間銃猟の予定 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無) <input type="checkbox"/> その他 ()		
所属団体名 または氏名			
(やまおり線) この点線で折り、点線より上部の面を表にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。 なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。			
申請者	氏名		TEL及びFAX番号
	住所		メールアドレス
	狩猟者登録番号		
緊急連絡先 (*1)	氏名	住所	TEL及びFAX番号
チェックして下さい。 ↓			
1	安全のための遵守事項を読み理解しました。	<input type="checkbox"/>	
2	立入禁止区域図を入手し、理解しました。	<input type="checkbox"/>	
3	森林管理署等職員の現地での指導を遵守します。	<input type="checkbox"/>	
4	事故を起こした場合は、一切の責めを負います。	<input type="checkbox"/>	
5	上記を団体の構成員に伝達しました。	<input type="checkbox"/>	(団体届出のみ記載)

注意事項

- 1 鳥獣の捕獲等を実施するために入林する場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図をよく確認し、十分理解していただいた上で、入林の際に携行していただく必要があります。
- 2 安全のための遵守事項及び立入禁止区域図は、入林届提出先の森林管理署等で配布しております。また、ホームページでも公開しておりますので、ホームページから入手することも可能です。
立入禁止区域図は、猟期前（10月頃）に公表します。
また、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合がありますので、入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうかご確認下さい。
- 3 団体で届け出る場合は、安全のための遵守事項及び立入禁止区域図を、構成員に必ず伝達した上で申請して下さい。
また、別紙1の構成員名簿を提出して下さい。
- 4 実際に入林する日が決まった場合には、入林する日までに日時と場所を、群馬森林管理署等に電子メール（ks_gunma_postmaster@maff.go.jp）、電話（027-210-1203）、FAX(027-210-1248)、のいずれかの方法によりご連絡下さい。
- 5 入林される際は、安全のため、入林届を点線で折り、点線より上部を表にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。
- 6 銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、別紙2の注意喚起看板を車体の側面等の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、車両ごとに掲示して下さい。
- 7 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を目的として入林しようとする場合は、夜間銃猟作業計画を合わせて提出してください。なお、入林届を提出する際に都道府県知事の確認が得られていない場合は、確認が得られ次第提出してください。
以上のことを十分理解いただけましたら、以下のチェックボックスにチェックをして、この入林届を別添の入林届提出先に、3業務日以前の勤務時間内に提出して下さい。（*2）
なお、直接持ち込みいただいた際に、勤務時間外又は職員が留守であった場合は、森林管理署等の郵便受に投函して下さい。また、郵送の場合は3業務日以前の勤務時間内に必着するよう提出して下さい。

* 1 団体が申請する場合は、平日の日中に連絡が可能な構成員2名を記載して下さい。

* 2 「3業務日以前」とは、例えば、日曜日に入林しようとする場合、前の週の水曜日の勤務時間内までを指します。

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
③	②	①	—	入林予定日

提出期限 →

野生鳥獣の
捕獲等実施中
入林時注意